

市民緑地（いこいの森）の開設について

区では、屋敷林等の保全を図るため、都市緑地法に定められた市民緑地制度を活用し、現在、区内に4か所の市民緑地（いこいの森）を開設しています。このたび、高円寺南五丁目26番所在の屋敷林所有者から同制度を活用したい旨の申し出を受け、調査・検討を行ったところ、市民緑地としての活用が適切であることから、下記のとおり、無償で借受け、令和7年度の開設に向けて取組を進めることとしましたので、報告します。

1 用地の概要（別紙1及び別紙2参照）

- (1) 所在地 杉並区高円寺南五丁目26番（地番：杉並区高円寺南五丁目537番19の一部）
- (2) 面積 約460㎡
- (3) 現況
 - アカマツ、スダジイ等の大木で構成される良好な樹林地である。
 - 高円寺地域は区内でも極端に屋敷林が少ない地域であるため、貴重な屋敷林の保全を図る必要がある。

2 整備・管理方針

- 区と所有者により20年間の無償借地による市民緑地契約を締結し、標示板、柵、照明灯等必要な施設整備を区が行う。
- 区が樹木維持管理や清掃などを行いながら、樹林地を区民に公開する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年	12月	市民緑地契約
令和7年	1～6月	設計
	7～9月	整備工事
	10月	市民緑地開設

案内図



市民緑地制度について

<市民緑地制度>

制 度： 土地所有者等と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度

根 拠： 都市緑地法 第五十五条（市民緑地契約の締結等）

基 準： 都市計画区域内の300㎡以上の土地、または人工地盤、建築物等

土地所有者のメリット：

- ①地方公共団体などが緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。
- ②契約期間が20年以上等の要件に該当する場合は、相続税が2割評価減。
- ③土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税。